

姫路市附属機関設置条例

平成26年3月26日

条例第3号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置等については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(附属機関の設置及び担当事務)

第2条 市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(守秘義務)

第3条 附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(姫路市立学校校区審議会条例の廃止)

2 姫路市立学校校区審議会条例（昭和42年姫路市条例第47号）は、廃止する。

3 [略]

附 則（平成26年6月20日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月22日条例第66号）

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日条例第13号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月25日条例第48号）

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成27年12月21日条例第66号）

この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

附 則（平成28年2月22日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2—3 〔略〕

附 則（平成28年3月25日条例第13号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月24日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年10月6日条例第57号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年6月23日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月19日条例第68号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月4日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

執行機関	附属機関	担当事務
市長	姫路市行財政改革市民会議	行財政改革に関する重要事項についての調査審議
	姫路市市長公室指定管理者選定委員会	市長公室が所管する公の施設の管理を行わせる指定管理者（地方自治法第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下同じ。）の候補者の選定に関する審議及び審査
	姫路市事業評価監視委員会	本市が実施する国庫補助事業である公共事業の事業評価（当該事業評価について、当該国庫補助事業に係る所管省庁から第三者の意見を聴くこととされているものに限る。）の案について

	の審議
姫路市市民局指定管理者選 定委員会	市民局が所管する公の施設の管理を行わせる指 定管理者の候補者の選定に関する審議及び審査
姫路市人権教育及び啓発実 施計画審議会	姫路市人権教育及び啓発実施計画の策定につい ての審議
姫路市環境局指定管理者選 定委員会	環境局が所管する公の施設の管理を行わせる指 定管理者の候補者の選定に関する審議及び審査
姫路市健康福祉局指定管理 者選定委員会	健康福祉局が所管する公の施設の管理を行わせ る指定管理者の候補者の選定に関する審議及び 審査
姫路市介護予防事業施策評 価委員会	介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき地 域支援事業として実施する介護予防のための事 業の評価に関する調査審議
姫路市生活支援ハウス入所 判定委員会	高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び 交流機能を総合的に提供する生活支援ハウスの 利用の可否に関する審議及び審査
姫路市福祉事務所老人ホー ム入所判定委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへの入 所の措置の可否に関する審議及び審査
姫路市福祉有償運送運営協 議会	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75 号）に規定する福祉有償運送に関する調査審議
姫路市地域ケア推進協議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 介護保険法に規定する地域包括支援セ ンターの設置、運営、評価等 (2) 介護保険法に規定する地域密着型サー ビス事業及び地域密着型介護予防サービス 事業の運営 (3) 介護保険法に規定する介護保険事業計 画の実施に関してその意見を聴くことが適 当と認められる事項
姫路市産業局指定管理者選	産業局が所管する公の施設の管理を行わせる指

定委員会	定管理者の候補者の選定に関する審議及び審査
姫路市農業振興地域整備促進協議会	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に規定する農業振興地域整備計画の策定又は変更に関する審議
姫路市都市局指定管理者選定委員会	都市局が所管する公の施設の管理を行わせる指定管理者の候補者の選定に関する審議及び審査
姫路市営住宅入居者選考委員会	市営住宅入居者の選考についての審議
姫路市地域公共交通会議	地域に応じた旅客輸送の確保及び地域の実情に即した輸送サービスの実現のために必要な事項の審議
姫路市建設局指定管理者選定委員会	建設局が所管する公の施設の管理を行わせる指定管理者の候補者の選定に関する審議及び審査
姫路市教育委員会指定管理者選定委員会	補助執行により教育委員会事務局職員にその事務を処理させることとした公の施設の管理を行わせる指定管理者の候補者の選定に関する審議及び審査
姫路市自転車等駐車場等整備・管理事業者選定委員会	本市が市道等に設置する自転車等の駐車場に係る整備を行わせる事業者の選定に関する審議及び審査並びに本市が管理する道路等に自転車等を駐車させるための施設を整備させ、及び管理運営させる事業者の選定に関する審議及び審査
姫路市産学協同研究助成選考委員会	奨学学術振興事業（奨学及び学術振興のために必要な事業をいう。以下同じ。）に係る産学協同研究助成金の交付対象の選考
姫路市奨学学術振興事業運営委員会	奨学学術振興事業の運営方針の決定及び制度改正に関することの審議
姫路市奨学生選考委員会	奨学学術振興事業に係る奨学生の選考
姫路市観光交流局指定管理者選定委員会	観光交流局が所管する公の施設の管理を行わせる指定管理者の候補者の選定に関する審議及び審査

	ひめじ創生戦略会議	地方創生に関する重要事項についての調査審議
	姫路市行政不服審査会	行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により行われた審査請求に係る事件についての調査審議
	姫路市農業委員会委員選考委員会	農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第5条第2項に規定する場合における当該推薦を受けた者及び募集に応募した者の選考に関する審議及び審査
	姫路市都市拠点整備本部指定管理者選定委員会	都市拠点整備本部が所管する公の施設の管理を行わせる指定管理者の候補者の選定に関する審議及び審査
教育委員会	姫路市教育振興基本計画審議会	教育振興に関する基本的な計画についての審議
	姫路市学校給食運営審議会	学校給食の運営についての調査審議
	姫路市学校保健審議会	学校における健康診断及び学校感染症の予防等学校環境衛生に関することの審議
	姫路市立学校結核対策委員会	学校における結核対策のために必要な事項の調査審議
	姫路市立学校校区審議会	市立小学校、市立中学校及び市立義務教育学校の校区の設定及び変更についての調査審議
	姫路市教育支援委員会	障害のある幼児、児童及び生徒への適切な教育及び就学についての調査審議
	姫路市社会教育施設等指定管理者選定委員会	教育委員会が所管する公の施設及び当該施設と一体的に管理する市長が所管する公の施設の管理を行わせる指定管理者の候補者の選定に関する審議及び審査
	姫路市いじめ問題調査委員会	教育委員会が対処するいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査